

○電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

(平成二十五年三月一日)

(経済産業省告示第三十八号)

改正 平成二五年一二月二七日経済産業省告示第二六九号  
同 二九年 三月二八日同 第 五四号  
同 三一年 三月二九日同 第 六八号  
令和 元年 七月 一日同 第 四六号  
同 三年 五月二六日同 第一一五号  
同 五年 三月二八日同 第 二三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、電気温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を次のように定めたので、告示する。

電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

(平25経産告269・改称)

1 判断の基準

(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第18条第26号に掲げる電気温水機器(以下「ヒートポンプ給湯機」という。)の製造又は輸入の事業を行う者(以下「製造事業者等」という。)は、目標年度(平成29年4月1日に始まり平成30年3月31日に終わる年度)以降の各年度(令和6年4月1日に始まり令和7年3月31日に終わる年度までに限る。)において国内向けに出荷するヒートポンプ給湯機のエネルギー消費効率(3に定める方法により測定した数値を用いて3①又は②の算定式により算出した数値をいう。以下同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分						基準エネルギー消費効率
区分名	想定世帯	貯湯容量	仕様	保温機能	貯湯缶数	

1	標準	240リットル未満	寒冷地仕様以外のも の	有	一缶	2.8
2					多缶	2.4
3				無	一缶	3.0
4					多缶	2.6
5			寒冷地仕様	有	一缶	2.3
6					多缶	2.0
7				無	一缶	2.6
8					多缶	2.3
9		240リットル以上320 リットル未満	寒冷地仕様以外のも の	有	一缶	2.8
10					多缶	2.8
11				無	一缶	3.2
12					多缶	2.8
13			寒冷地仕様	有	一缶	2.3
14					多缶	2.0
15				無	一缶	2.7
16					多缶	2.3
17		320リットル以上550 リットル未満	寒冷地仕様以外のも の	有	一缶	3.3
18					多缶	2.8
19			無	一缶	3.2	
20				多缶	2.8	
21			寒冷地仕様	有	一缶	2.7

22					多缶	2.3	
23				無	一缶	2.7	
24					多缶	2.3	
25		550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.9	
26						多缶	2.5
27				無	一缶	2.9	
28						多缶	2.5
29				寒冷地仕様	有	一缶	2.4
30						多缶	2.1
31					無	一缶	2.5
32						多缶	2.2
33	少人数	—	寒冷地仕様以外のもの	有	—	2.4	
34					無		2.8
35				寒冷地仕様	有		2.0
36					無		2.4

備考1 「貯湯容量」とは、日本産業規格（以下「JIS」という。）C9220(2011)「家庭用ヒートポンプ給湯機」に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量を指す。

備考2 「寒冷地仕様」とは、JIS C9220(2011)に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様を指す。

備考3 「保温機能」とは、ふろの湯を循環加温する機能を指す。

(2) 製造事業者等は、目標年度（令和7年4月1日に始まり令和8年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するヒートポンプ給湯機のエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数により加重して調和平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネ

ルギー消費効率を下回らないようにすること。

区分					基準エネルギー消費効 率	
区分名	想定世帯	貯湯缶数	貯湯容量	仕様		
A	少人数	—	—	寒冷地仕様以外のもの	3.0	
B				寒冷地仕様	2.7	
C	標準	一缶	320リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.1	
D				寒冷地仕様	2.7	
E				320リットル以上550リットル 未満	寒冷地仕様以外のもの	3.5
F					寒冷地仕様	2.9
G			550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	3.2	
H				寒冷地仕様	2.7	
I			多缶	—	寒冷地仕様以外のもの	3.0
J					寒冷地仕様	2.7

備考1 「貯湯容量」とは、JISC9220(2018)「家庭用ヒートポンプ給湯機」に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量を指す。

備考2 「寒冷地仕様」とは、JISC9220(2018)に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様を指す。

## 2 表示事項等

### 2-1 表示事項

ヒートポンプ給湯機のエネルギー消費効率（1(2)のエネルギー消費効率をいう。以下2-1において同じ。）に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ 品名及び形名

ロ 区分名

ハ エネルギー消費効率

ニ 製造事業者等の氏名又は名称

## 2-2 遵守事項

- (1) 2-1のハに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第3下欄に掲げる数値を小数点以下1桁まで表示すること。
- (2) 2-1に掲げる表示事項の表示は、消費者が機器の選定に当たり、性能に関する表示のあるカタログ及び取扱説明書の見やすい箇所に分かりやすく表示すること。
- (3) 2-1のハに掲げるエネルギー消費効率は、ふろ保温機能を有する場合は、年間給湯保温効率を表示し、ふろ保温機能を有しない場合は、年間給湯効率を表示すること。
- (4) 寒冷地仕様の場合は、その旨を明記した上で、JISC9220(2018)に規定する方法により測定した数値を用いて算定した寒冷地におけるエネルギー消費効率を表示すること。

## 3 エネルギー消費効率の測定方法

1のエネルギー消費効率は、ヒートポンプを運転しているときに、循環する湯水に与える単位時間当たりの熱量と消費する電力量との比を用いることとし、ふろ保温機能の有無に応じ、次の算定式により算出するものとする。この際、1(1)のエネルギー消費効率を算出する場合には、JISC9220(2011)に規定する方法により測定した数値を用い、1(2)のエネルギー消費効率を算出する場合には、JISC9220(2018)に規定する方法により測定した数値を用いること。

### ① ふろ保温機能を有するもの

$$C_{MA1} = Q_{MA1} / (P_{MA1} \times 3.6)$$

この式において、 $C_{MA1}$ 、 $Q_{MA1}$ 及び $P_{MA1}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{MA1}$ ：給湯保温モードで給湯保温した場合の年間給湯保温効率

$Q_{MA1}$ ：給湯保温モード熱量（単位 メガジュール）

$P_{MA1}$ ：給湯保温モード消費電力量（単位 キロワット時）

② ふろ保温機能を有しないもの

$$C_{MA2} = Q_{MA2} / (P_{MA2} \times 3.6)$$

この式において、 $C_{MA2}$ 、 $Q_{MA2}$ 及び $P_{MA2}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{MA2}$ ：給湯モードで給湯した場合の年間給湯効率

$Q_{MA2}$ ：給湯モード熱量（単位 メガジュール）

$P_{MA2}$ ：給湯モード消費電力量（単位 キロワット時）

附 則

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。ただし、2の規定は、平成二十六年三月一日から施行する。

附 則（平成二五年一二月二七日経済産業省告示第二六九号）

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第一条（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準のIの1の(1)の④のイの改正規定（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分を除く。）、Iの1の(2)の④のオ、同(3)の④のイ、同(4)の④のイ、同(6)の③及び同(7)の④のウの改正規定並びにIの2の(2)の(2-2)の④のウ、同(5)の(5-2)の④のイ及び同(6)の(6-2)の④のウの改正規定に限る。）、第二条から第八条まで（題名の改正規定に限る。）、第十条、第十一条（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の1の1-1の改正規定を除く。）及び第十二条から第三十条まで（題名の改正規定に限る。）の規定は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

附 則（平成二九年三月二八日経済産業省告示第五四号）

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日経済産業省告示第六八号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省告示第四六号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和三年五月二六日経済産業省告示第一一五号）

- 1 この告示は、令和三年六月一日から施行する。
- 2 この告示の2の規定により行うべき表示事項等は、令和四年五月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 （令和五年三月二八日経済産業省告示第二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。